

## 担当部署: 建設部 建築住宅課

処分の概要	公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定
法 令 名根 拠条項	建築基準法 第86条の2第1項
法令番号	昭和25年法律第201号

## 【基準】

法第86条の2第1項の規定による。

(公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定等) 第86条の2 公告認定対象区域(前条第1項又は第2項の規定による認定に係る公告対象区域をい う。以下同じ。)内において、同条第1項又は第2項の規定により一の敷地内にあるものとみな される建築物(以下「一敷地内認定建築物」という。)以外の建築物を建築しようとする者は、 国土交通省令で定めるところにより、当該建築物の位置及び構造が当該公告認定対象区域内 の他の一敷地内認定建築物の位置及び構造との関係において安全上、防火上及び衛生上支障 がない旨の特定行政庁の認定を受けなければならない。

標準処理期間 30日

備考

**設 定 年 月 日** 平成 27 年 4 月 1 日 **最終変更年月日** 年 月 日